

流山市農業委員会
令和6年第12回
総会議事録

令和6年12月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和6年第12回総会議事録

- 1 期 日 令和6年12月10日(火)
- 2 場 所 流山市役所第301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 5番 鈴木 亨
6番 金子 孝博
- 5 出席農業委員(委員11名)
 - 1番 鈴田 徹
 - 2番 矢口 優子
 - 3番 池田 操代
 - 5番 鈴木 亨
 - 6番 金子 孝博
 - 7番 中嶋 清
 - 8番 小菅 康男
 - 9番 石井 保
 - 10番 岡田 長政
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員1名)
 - 4番 金子 文雄
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)
 - 1地区 染谷 文夫
 - 2地区 森田 元彦
 - 2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員1名)
 - 1地区 藍川 治助
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 深津 博樹
事務局次長補佐 鈴木 正寿
事務局主任主査 秋元 敏男
事務局主任主事 田仲 悠太郎
- 11 会議目次
 - 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 1
 - 議案第56号 農用地利用集積計画の決定について…………… 8
 - 議案第57号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について…………… 11
 - 議案第58号 農地所有適格法人報告書の提出について…………… 13
 - 議案第59号 令和7年度流山市農地等利用最適化施策に関する意見について…………… 15
 - 報告第31号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 17
 - 報告第32号 専決処理の報告について…………… 18

▲開会 午後3時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和6年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを御報告いたします。

なお、4番 金子文雄委員および藍川推進委員から欠席の旨届出がありましたので御報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

5番 鈴木委員、6番 金子孝博委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から、議案第59号「令和7年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」までの5議案について、審議いただきたいと思っております。

また、報告事項といたしましては、報告第31号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から報告第32号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代会長 議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の1ページを御覧ください。

議案第55号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和6年12月10日提出

今月の申請は3件です。

始めに、議案1番と2番については、権利者が同一のため一括して説明いたします。権利者は、大阪府大阪市に所在する法人です。

申請地は、西深井の畑2筆 合計面積872平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は太陽光発電設備を設置するものです。この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページと2ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案3番の権利者は、松戸市に所在する法人です。

申請地は、南の畑1筆 面積1,832平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は車両置場を整備するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。
山崎委員長。

○**山崎委員長** 議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告いたします。

今月の案件は3件です。

本案については、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

始めに、1番と2番については、同一の案件のため一括して報告いたします。

申請地と農地区分につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西700メートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は、売買による所有権移転で、転用目的は太陽光発電設備を設置しようとするものです。

権利者は、大阪府大阪市に本店を置く株式会社で、令和3年に設立されています。

主な事業内容は、再生可能エネルギー発電事業で、昨年度の売上は、約33億円です。

申請理由については、太陽光発電設備の設置にあたり、平坦で設置が容易であり、周囲に高い建物が少ない場所を探していたところ、地権者の承諾が得られたこと

から申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

太陽光パネルを126枚と9台のパワーコンディショナーを設置します。

周囲はフェンスで囲い、入口に門扉を設置する計画です。

土砂等の流出対策については、周囲に高さ20センチの小堤を設け流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は自然浸透とし汚水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおり申請地周辺の北側と西側は畑、東側と南側は道路となっています。

次に、資金計画ですが、土地購入費は70万円、建設費が約930万円、東京電力への工事負担金が約60万円の合計約1,060万円です。

全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

権利者が発電した電気を親会社の小売電気事業者へ売電する計画です。

売電単価は、20年間の固定価格で、1キロワットアワーあたり税抜11円です。

年間売電額が約90万円見込んでおり、メンテナンス費用等を差し引いても設置15年目から収益が出る計画とのことでした。

東京電力への託送供給の申込みと、親会社の小売電気事業者の登録も確認しております。

他法令につきましては、該当はありません。

次に、議案の3番について報告いたします。

申請地と農地区分につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐自動車道流山料金所の北東約700メートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は車両置場を整備するものです。

権利者は、松戸市に本店を置く株式会社で、平成元年に設立されています。

主な事業内容は、中古自動車の販売および整備で、現在は本店を含め、松戸市に4店舗、市川市に2店舗、合計6店舗を構えております。

昨年度の売上は、約5億7千万円です。

申請理由については、車両の仕入は、野田市木間ヶ瀬にあるオークション会場で購入していますが、現在、車両置場がないため、各店舗で仮置きしながら営業しており、手狭となっています。

そのため、現在の状況改善と、今後の事業拡大に向けて新たな車両置場を探していたところ、オークション会場と店舗との中間の距離で、まとまった土地を確保できたことから申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。
全面砂利敷きとし、乗用車44台、大型車両5台の合計49台の車両置場を整備するものです。

土砂等の流出対策については、南側の一部にブロック2段を設置し、流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は自然浸透とし汚水は発生しないとのことでした。
次に、申請地の現況につきましては、写真のとおり、北側と西側は道路、東側は住宅と南側は住宅と畑になっています。

次に、資金計画ですが、土地購入費は1,000万円、整備費が約530万円、合計約1,530万円です。

全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

なお、申請者へのヒアリングの際には、建物は建築しないことを確認しております。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、申請者の職業との関連性、具体的な土地利用計画などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第5番(鈴木委員) 3番についてですが、まだ許可前なので周辺住民に対する説明は無いということだと思っておりますが、改めて要請しないと説明していただけないものなのでしょうか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 近隣住民説明に関して、事業者からは行っているという報告書は提出されていますが、鈴木委員へは説明していないということですね。

◆第5番(鈴木委員) 説明は受けていません。

◎事務局(鈴木次長補佐) 基本的には、土地登記簿で把握できる周辺の土地所有者へ説明を行っておりますが、耕作者は登記簿ではわかりませんので、耕作者に対して説明するよう伝えます。

もし、何か懸念などがあれば、事前にお伺いして、それを含めて説明するよう伝えたいと思います。

◆第5番(鈴木委員) 自治会長さんに会って確認していますが、自治会に対しても説明があったという話は聞いていませんので、説明はなかったと思います。

このようなものができるであろうという噂でしか聞いていませんでしたので、自治会に対してもっと説明があってもいいのかなと思います。

事務局から、説明してもらえるようお願いしていただけるということで、よろしいでしょうか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 耕作者である鈴木委員に対して説明させることは、事務局からも農地法上からも求めることはできません。

しかし、自治会に対しては、いままでも農地法上説明する必要はないので、事務局も指導はしていません。

ただし、例えば資材置場で1,000平方メートルを超えるものに関しては、流山市の街づくり条例で事前に標識の設置や説明会をしなければならないことになっております。

車両置場について、街づくり条例を所管している都市計画課に確認させたところ、手続きは該当しないという回答でしたので、説明会を開催するという手続きは発生しないことから、自治会への説明を義務付けることは難しい状況です。

一般的には、許可後工事が始まる前に、工事業者は挨拶に行きますので、そのなかで、きちんと説明してください、というお願いはできると考えています。

◆第5番(鈴木委員) 説明が義務付けられていないということですが、地域の周りの状況として、住宅や多くの樹木や近くに神社もあり、特に今の時期は、枯葉などが随分と流れ込んでしまうと思います。

そういった細かいことですが、後々トラブルの原因になり、枯葉が入ったからそちらのほうで処分して欲しい、などが問題として出てきては困るので、このような施設が完成した後のことについて、最初に打ち合わせをさせてもらって、相談したいと思っています。

○水代会長 それについては、業者の方に神社を含めた近隣に丁寧な説明することをお願いして、話し合っておけばいいのではないのでしょうか。

◆第5番(鈴木委員) こちらから業者に連絡を取りたくても連絡先がわかりませんし、許可後でなければ、話が進まないということだと、自治会の立場が弱くなってしまうのではないかと心配しています。

事前に、トラブルが起きそうな時はどうするのか、などの細かい打ち合わせをしておきたいと思っています。

私も自治会員ですが、直接連絡を取った方がいいのか、どういう方法にしたらいいいのかをお聞きしたい。

○水代会長 それは問題が違うと思います。

今回はあくまでも農地法第5条許可に関する問題であって、今後のトラブルに関しては、そのたびに自治会が口を出すわけにはいかないですし、近隣とのお付き合いということもあるので、業者に丁寧な説明と、ある程度の確約を取り付けられればいいのではないかと思います。

◎事務局(鈴木次長補佐) 今回の案件だけでなく、過去にも手続きが農地法だけの

ものに関して、そういった御意見や懸念されることはありましたが、最初から自治会長へ説明するように指導することは、農地法の考え方からすると厳しいと考えています。

国から通知されているわけではありませんが、全てにおいて隣接の同意を得るとするのは、少し行きすぎである、ということがあります。

一方、事前に話が調整できるところはできた方がいい、ということもありますので、そこが非常に難しいところになっています。

昨年の関東農政局の研修で、例えば開発行為であれば、事前協議の手続きを条例化して、いろいろな説明などを義務付けることはありますが、農地法に基づいて、市で条例化するというのはどうですか、と聞いたことがあります。

文書で残っているわけではありませんが、農地法の趣旨からすると少し行きすぎな部分があるのではないかと、という回答でした。

今回の件に関しては、耕作者である鈴木委員へ説明するように事業者へ伝えたいと思います。併せて、地域として意見が出るかもしれないので、聞いて調整するよう伝えます。

今後、農地法の転用許可だけの場合に、どの辺までの近隣の方への説明を要求できるのかに関しては、今の時点ではいつまでとは明言できず、お約束は難しい状況ですが、機会を見て、県や国ともう一度、どこまでできるのか、確認したいと思います。

先ほど説明したように、街づくり条例など他の法令で対象となっているものに関しては、農林水産省も特段何も言わない状況ですが、農業委員会としての現時点での対応は難しいことから、情報収集に努めてまいります。

その時々状況によって説明するという、案件ごとの対応にさせていただければと思います。

○水代会長 よろしいですか。

◆第5番(鈴木委員) はい。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

◆第10番(岡田委員) 3番についてですが、敷地内は砂利敷ですが、出入り口は舗装などをするのですか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 今回、出入り口の舗装はしません。

通常は敷地の方が高くて道路が低いため、道路に砂利が流出するので、出入り口部分は舗装をお願いしていますが、今回については、出入りする西側の道路が敷地より高くなっており、出入り口から砂利が直接道路へ流出することはないため、砂利敷となっています。

◆第10番(岡田委員) 歩道は切り下げののですよね。

◎事務局(鈴木次長補佐) 歩道は切り下げますが、切り下げしても敷地の方が低い状況です。

議案案内図の4ページの土地利用計画図のとおり、切り下げたところから敷地内

はスロープですりつける計画です。

○水代会長 よろしいですか。

◆第10番(岡田委員) わかりました。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

◆海老原推進委員 今回と似た事例かもしれませんが、私の家の前の人が土地を売って、突然私の土地との境界にブロックも何もやらないで、現況地盤から高さ500ミリメートル位の盛土工事を始め、建築確認を取るために更に盛土しなければならない、ということでした。

盛土を始めたので、何をやっているのかと聞いたのですが、あなたに説明する理由はない、建築確認がおいて建築工事が始まったら説明します、ということでした。

先ほど、トラブルの話がありましたが、着工してから近隣とのトラブルが発生する要素はたくさんあると思います。

土日も工事をやっており、なぜ連絡先の掲示板を出さないのかと言ったら、法的に決まりがないので出しません、建築工事が始まったら看板を出します、ということでした。

また、買主が家まで来ましたが、今のところあなたに説明する理由はありません、ということもありました。

今後もこのような案件が出た時には、トラブルが発生することがあるので、どこかで見直すように事務局で考えていただければと思います。

◎事務局(鈴木次長補佐) 海老原委員の話については、一方の立場としては理解しますが、もう一方で、所有者側の権利もあり、その中で時代によって、法律や条例等で規制する市町村が出てくる形になります。

農地法では、近隣の説明は、お願いとしてやっていることであり、手続き上必要なものを強制することはできませんので、海老原委員の事例に関しては、いまずぐ何か取り組めることはありません。

先ほども説明したように、国として農地法でどこまで規制できるのかについては、一定のラインを決めているため、譲歩するという感じではありません。

説明等については、法律だけではなく、それに追加して、各自治体の条例等で規制するわけですが、所有者やそこを買った方も市民ですので、いろいろな話で御意見は出るのですが、非常に難しい部分であると思います。

○水代会長 よろしいですか。

◆海老原推進委員 はい。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

◆森田推進委員 1番と2番の案件についてですが、会社の所在地が大阪府ですが、実際にメンテナンスやトラブルなどに対応するための事業所はあるのでしょうか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 本社は大阪府ですが、こちらの方にも事業所等があり、今回流山市では初めてですが、近くでは、野田市、印西市、我孫子市で多くの事業を行っており、草刈等のメンテナンスを含めてきちんと行っていると伺っています。

いきなり、流山市で行うというわけではなく、千葉県内のこの近辺を含めてきちんと事業を行っている事業者であることは確認しています。

○水代会長 よろしいですか。

◆森田推進委員 わかりました。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第55号については、許可することに決定いたしました。

○水代会長 付帯事項として、公序良俗の観点や長く付き合うものであることから、周りの耕作者、神社等の施設、住民に対しての説明と、話し合いを持って将来トラブルがないようにやってください、と付け加えていただきたい。

○水代会長 次に、議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の2ページをお開きください。

議案第56号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和6年12月10日提出

今月の申請は新規が3件、更新が4件です。

始めに、議案の1番の権利者は、流山市駒木台にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、上新宿の畑3筆 合計面積4,077平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は流山市西深井に所在する法人です。

対象となる農地は、西深井の田5筆 合計面積1,922平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案3番から6番は、権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田9筆 合計面積7,216平方メートルです。

利用権の設定期間は、3番は新規により6年間、4番と6番は更新により6年間、5番は更新により3年間で、いずれも権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページから10ページにございますので、併せて御参照ください。

最後に、議案7番の権利者は、流山市深井新田にお住まいの方で、職業は兼業です。

対象となる農地は、西深井の田2筆 合計面積2,088平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が3件、更新が4件です。

1番ですが、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は65歳です。

農業従事者は、3名で農業従事日数は365日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みでした。

次に2番ですが、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は、4名で農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおり草刈済みでした。

当該法人としては、初めて稲作を行うとのことで、小委員会でヒアリングを実施し、営農計画について確認を行いました。

次に、議案の3番から6番については、権利者が同一のため一括して説明いたします。

3番については、新たに6年間、4番と6番については引き続き6年間、5番は引き続き3年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は、農業で年齢は68歳です。

農業従事者は、2名で農業従事日数は280日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みでした。

7番については、引き続き3年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は、兼業で年齢は84歳です。

農業従事者は、2名で農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の3番から6番までについては、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願ひ、審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後3時37分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番から6番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の3番から6番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第56号の3番から6番までについては、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後3時38分 金子孝博委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番から2番と、7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第6番(金子孝博委員) 2番についてですが、私のところに申出書の印鑑をもらいに来た時には、米を作るのか、麦を作るのか、大豆を作るのか、はっきりしなかったのですが、その後決定したのですか。

◎事務局(鈴木次長補佐) 水稻を行うということでしたので、ヒアリングをさせていただきました。

◆第6番(金子孝博委員) 機械は何も持っていないと思うのですが。

◎事務局(鈴木次長補佐) それについては、ヒアリングさせていただき、まずは人力でやるということで、話を伺いました。

借主がお付き合いのある茨城県古河市で水稻を行っている方がいるので、その方から指導を受けながらやるということと、手植えは大変であるという話をしましたが、今いる従業員や体験農園の人たちと耕作もしたいということでした。

借主は畑作では実績がありますが、今回、どうしても水稻をやりたいということで

したので、その辺を確認したうえで、審議させていただきました。

○水代会長 よろしいですか。

◆第6番(金子孝博委員) はい。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

◆第5番(鈴木委員) 1番についてですが、その借主については、たびたび事務局にも御相談していますが、南地区では、それ相当の面積を耕作していただいて、助かっている農家もありますが、普通に耕作している農家からすると、隣にいたら大変迷惑な方です。

借りた土地でマルチを敷いたまま耕運して鋤きこんでしまい、風が吹くと隣にマルチの破片が飛んできて、片づけなくてはならないということがありました。

インター西側の開発によって、江戸川の土手沿いの方に耕作の拠点を移したのですが、そちらでは、南地区の何軒かの集落の間に入ってしまい、草刈をしないということで、随分苦情が来ておりますが、今回、周りの方との相談や承諾などはされていないのですよね。

◎事務局(鈴木次長補佐) 特段、周りの方の承諾などはされていません。

ただし、今回に関しては、貸主がすぐ隣に住んでいるので、きちんとやってもらえようと考えています。

もし、周りに迷惑であるということがあれば、これまでと同様に、事務局から指導する予定です。

◆第5番(鈴木委員) すぐにやってくれる方であればいいのですが、そうではないので、本当に困っています。

その都度お願いするしかないのですけれども、その時は、事務局でお願いしたいと思えます。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番から2番と7番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第56号の1番から2番と7番については、承認することに決定いたしました。

○水代会長 1番の借主に対して、肥培管理はしっかり行うようきつく言ってください。

○水代会長 次に、議案第57号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の7ページをお開きください。

議案第57号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和6年12月10日提出

今月の案件は2件です。

1番の申請者は、流山市加にお住いの方です。

申請地は、加の畑5筆 運動公園地区の区画整理地内の農地です。

従前地の合計面積は4,252平方メートルで、仮換地の面積は2,978平方メートルです。

買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の母で、その方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、12ページにございますので、併せて御参照ください。

2番の申請者は、流山市名都借にお住まいの方です。

申請地は、名都借の畑1筆の一部で、面積は1,352平方メートルのうち、644.61平方メートルです。

買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者で、その方の故障を原因に、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、13ページにございますので、併せて御参照ください。
説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第57号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

今月の申請は2件です。

始めに、1番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の北西約300メートルに位置する区画整理地内の農地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の母です。

この方は、平成28年6月に亡くなっておりますが、申請地が当時から今まで区画整理事業中のため使用収益が開始されておらず、買取申し出ができない状況でした。

このたび、令和6年末に使用収益が開始されることになったため、時間は経過しておりますが、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、申請者より証明願の

申請があったものです。

従事日数は、生前は年間150日程度農業に従事していたということです。

申請地については、写真のとおり、休耕の状態でした。

次に、2番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約800メートルに位置している農地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人です。

しかし、この方が令和6年10月に、農業従事が困難と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、残りの従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは困難となったため、申請者より証明願の申請があったものです。

従事日数は、元気な頃は年間300日程度農業に従事していたということです。

申請地については、写真のとおり作付け済みの状態でした。

どちらもヒアリングにて、申請者には、同じ理由で2回目の生産緑地の買取申出ができないことは確認しています。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前、および故障する前は、農業経営の中心として従事しており、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第57号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第58号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の8ページをお開きください。

議案第58号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和6年12月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されていることから、報告書の提出があったものです。

今回、報告があった法人は、流山市松ヶ丘にある農地所有適格法人です。

法人の事業年度は、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに作成しております。

確認書の表に、令和6年10月28日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、約0.3ヘクタールです。

法人形態は、非公開の株式会社です。

事業の種類は、菌床しいたけの栽培、農作業等の受託です。

売上高は、約1,500万円で、すべてが農業に関する売上げで占めております。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は1名であり、従事日数は、200日で常時従事しております。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の14ページになります。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第58号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配布資料の「農地所有適格法人要件確認書」に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆**染谷推進委員** 畑の経営面積は毎年変わっていませんが、昨年と今年の売上を比べると600万円くらい増えています。

これまで、菌床しいたけを栽培しており、今年は、それに加えて、ほうれん草、ピーマンとなっていますが、どのような方法でこれだけの売上が増加したのか、お聞きします。

◎**事務局(鈴木次長補佐)** 詳細は聞いていませんが、主たる農産物は菌床しいたけで、昨年が実質1年目で、今年軌道に乗ったためと考えています。

○**水代会長** ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○**水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第58号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○**水代会長** 次に、議案第59号「令和7年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

鈴木次長補佐。

◎**鈴木次長補佐** 議案書の9ページを御覧ください。

議案第59号

令和7年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について

農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、令和7年度流山市農地等利用最適化推進施策について、別紙のとおり意見する。

令和6年12月10日提出

始めに、農地等利用最適化推進施策に関する意見については、農業委員会等に関する法律の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を、より効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策の改善について、意見を提出することができます。

流山市農業委員会では、これに基づき、市長に対して意見書を毎年12月に提出しております。

今回、総合農政検討委員会の皆さまに御検討を重ねていただき、その案がまとまりましたことから、本日の総会に上程をさせていただいたものであります。

次に、皆様のお手元に配布させていただきました資料の中で「令和7年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」を朗読させていただきたいと思っておりますので、資料を御覧いただきたいと思っております。

1 農業経営改善の充実

これからの流山市の農業の振興を図るためには、認定農業者、親元就農者や新規就農者を中心に、積極的に生産、出荷、販売に取り組む意欲的な農業者を支え、育むことが必要である。

そのためには、安定的な営農活動への支援が重要である。

- (1) 意欲的な農業者が、農業経営環境を整え、今後も安定した営農活動を維持できるような機械や施設投資への助成の一層の充実を図ること。
- (2) 生産資材や燃料費等の価格高騰により、営農が困難になることのないよう経済環境の変化に応じた支援策を講じること。
- (3) 安全な農作業環境を維持するため、農道、水路等の補修整備に対応できるよう予算確保を含め、取り組むこと。
- (4) 新川耕地では、周辺の開発に伴い、営農環境が大きく変化している。

農耕車走行への配慮看板の設置や交差点への信号設置等の交通安全対策、水質管理や監視等の水利環境を維持する対策を実施すること。

- (5) 水稲においては、一部の担い手への偏りによる負担が年々大きくなっているところである。

営農が困難になった農地を引き受ける等、地域農業に大きな役割を果たしている担い手に対しては、さらなる支援措置の対象となるよう検討すること。

- (6) 宅地化の進行により、事業系一般廃棄物となる農業残渣の処理について、従来のような野積みや焼却が困難になっている。

収集運搬業者への委託費用やクリーンセンター等での処分費についての支援策を検討されたい。

2 農業への理解の促進

農林水産省の都市住民への調査では、多くの方が都市農業の多様な役割を評価し、理解を示しているが、実際は都市部での営農環境は年々厳しくなっている。

そこで、今以上に多くの市民に農業への理解いただくことが重要である。

- (1) 市内農産物について認知度を高めるためにも、市民まつりをはじめとする各種イベントで市内産農産物をアピールできる場や機会を多く設けるよう努めること。
- (2) 食育への取組みとして、学校給食への市内産農産物を引き続き使用するとともに、より多くの学校に安定して供給できる集荷や納品等の仕組みづくりを検討すること。
また、小中学生を対象にした農業体験や農業を取り入れた授業など、食と生命の大事さが伝えられるよう、食育に関連した教育に努めること。

- (3) より良い農作物の生産のためには、施肥や薬剤散布等が必要であり、農業者も極力周辺住民の方々に配慮しているが、影響を皆無とすることはできないところである。

また、強風時の土ぼこり等は防げないものである。農地や農作業について市民の方

にもご理解ご協力いただけるよう市としても働きかけを行っていただきたい。

意見(案)の御説明につきましては、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、総合農政検討委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第59号「令和7年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見について」御報告いたします。

本案につきましては、10月と11月の総会開催前に総合農政検討委員会を開催し、検討を行いました。

また、この意見書の作成に当たりましては、農業委員、推進委員の皆さまにも意見募集についてお願いいたしました。

そのうえで、「令和7年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見」の案について別紙案のとおり取りまとめました。

御報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、原案のとおり意見を提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第59号については、原案のとおり意見を提出することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第31号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の10ページをお開きください。

報告第31号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和6年12月10日報告

今月の工事完了報告は1件です。

今年5月の総会で審議がなされ、5月14日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の15ページと16ページに
ございます。

11月20日に金子孝博委員と小菅委員に現地を確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せて
御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。質問、意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 最後に、報告第32号「専決処理の報告について」報告を求めます。
鈴木次長補佐。

◎鈴木次長補佐 議案書の11ページをお開きください。

報告第32号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理し
たので同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月10日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

農地法第3条の届出は、1件 3筆 合計面積695平方メートルです。

次に、2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

農地法第4条の届出は、3件 3筆 合計面積379平方メートルです。

次に、議案書12ページをお開きください。

3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

農地法第5条の届出は、14件 56筆 合計面積24,675.77平方メートルです。

いずれもの届出も、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決によ
り書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページを御覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が12件、マンション
の区分所有が1件、その他の建物施設用地が1件の計14件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和6年第12回流山市農業委員会総会を終了いたします。
慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時6分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和6年12月10日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

鈴木亨

流山市農業委員会委員

金子孝樹